

2026年7月29日

愛知県福祉局子育て支援課長 様

名古屋市子どもの権利擁護委員

代表委員 吉住 隆弘

「子どもの権利に関する条例（仮称）」

骨子（案）に対する意見書の提出について

日頃から、子どもの健全育成につきまして格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

私たち、名古屋市子どもの権利擁護委員は、名古屋市子どもの権利擁護委員条例に基づく市長の附属機関として、子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進する「子どもの権利擁護機関」として、独立性を担保した活動を行っています。

このたび、愛知県において意見募集を実施している「子どもの権利に関する条例（仮称）骨子（案）」につきまして、ともに子どもの権利を守る文化及び社会をつくる観点から、別添のとおり意見書を提出いたします。

ご査収くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

2026年7月29日

子どもの権利に関する条例（仮称）条例骨子（案）に対する意見

名古屋市子どもの権利擁護委員 代表委員 吉住 隆弘

委員 川口 洋誉

同 北川 喜郎

同 谷口 由希子

同 間宮 静香

私たちは、名古屋市子どもの権利擁護委員条例に基づく子どもの権利擁護委員です。

愛知県の子どもの権利に関する条例は、子どもを保護や支援の対象としてのみ捉えるのではなく、一人の人間として固有の権利を有する主体として位置付け、その権利を実効的に保障する条例とすべきです。条例の目的、基本理念、施策、相談・救済制度の全体を、子どもの権利条約の趣旨に即して一貫させることを求めます。以下、詳細について述べます。

1 「1 目的」について

(1) 意見：目的規定に、条例が子どもの権利条約の理念及び原則にのっとること、並びに子どもが権利の主体であることを明記してください。

(2) 理由：現行案は、子どもの健やかな成長や幸福な生活の実現を掲げていますが、子どもを権利の主体として捉える視点が明確ではありません。条例全体の解釈・運用の基礎として、子どもの権利条約に基づく権利保障を目的に据える必要があります。

2 「2 定義」について

(1) 意見：条例上の「子ども」は、原則として「18 歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当である者」と定義してください。「心身の発達過程にある者」という広い概念を用いる場合は、こども基本法との整合上、「こども」と表記し、両者の使い分けを明確にしてください。

(2) 理由：骨子案の「心身の発達過程にある者」は、こども基本法の「こども」と同じ定義です。他方、条例の保護者、学校関係者、申立て等の規定は、主として 18 歳未満又は高校在学年齢の者を想定しています。対象範囲が曖昧なままでは、権利保障や救済制度の対象が分かりにくくなります。

3 「3 基本理念」について

(1) 意見：第2号の教育を受ける権利は、教育基本法の精神に限定せず、子どもの権利として十分に保障される表現にしてください。第3号の「自己に直接関係する全ての事項」は「子どもに影響を及ぼすすべての事項」等に改めてください。また、第3号及び第4号の「年齢及び発達の程度に応じて」は、一律に年齢で意見表明の機会そのものを制限するように読まれない表現にしてください。

(2) 理由：意見表明の対象を「自己に直接関係する事項」に限定すると、子どもに間接的・集団的に影響する政策や学校運営等について意見を表す機会が狭められるとも解釈できます。また、子どもの成長発達はそれぞれ異なるため、年齢で区切ることが子どもの意見表明の機会を奪う可能性があります。

4 「12 子どもの意見の反映等」について

(1) 意見：子どもの意見を中心に据える規定に改めてください。

(2) 理由：子どもと保護者その他の関係者を並列に置くと、子ども本人の意見が相対化されるおそれがあります。子どもの意見を第一に聴き、必要に応じて周囲の意見も把握する規定とすべきです。

5 「13 社会参画の推進」について

(1) 意見：社会参画を県の実施の対象としてだけでなく、子どもに保障される権利として明記してください。

(2) 理由：社会参画は、子どもを将来の市民として準備するための施策ではなく、現在の社会の構成員である子どもが有する権利です。年齢を理由に機会を一律に制限せず、必要な情報提供、参加方法の工夫、意見への応答まで保障する必要があります。

6 「14 子どもの居場所づくり」について

(1) 意見：安全で安心して自分らしく過ごせる居場所を持つことを子どもの権利として位置付け、県がその保障に必要な施策を講ずることを明記してください。

(2) 理由：「環境の整備に努める」にとどまると、居場所が任意的な施策と受け取られかねません。家庭、学校、地域、オンラインを含む多様な場で、子どもが排除されず、安心して過ごせることを権利保障として明確にする必要があります。

7 「15 子どもの権利の周知」について

(1) 意見：「児童の権利に関する条約」の表記は、一般に理解されやすい「子どもの権利条約」の名称を併記してください。また、広報だけでなく、県職員、学校関係者、保護者、事業者、民間支援団体等に対する継続的な研修を県の責務として明記してください。

(2) 理由：「児童」という言葉では、中高生は自分のことだと気付くことができません。既に、東京都こども基本条例や、こども大綱においても「子どもの権利条約」

の言葉が使用されています。また、権利侵害の予防には、子ども自身が権利を知ることに加え、子どもに関わる大人が、権利を尊重した関わり方や意見聴取の方法を具体的に学ぶことが不可欠です。

8 「16 子どもの権利の擁護」から「22 活動状況の公表」について

(1) 意見：

ア 全体

子どもの権利に関する相談、調査、調整及び救済を一体的に担う機関として、愛知県子どもの権利擁護委員会を独立性のある附属機関として位置付けてください。委員会は、子ども等から直接相談及び申立てを受け、自らの判断で調査、調整、勧告、要請及び意見表明を行えるものとしてください。

相談の対象は、いじめ、虐待、体罰、人格を尊重しない取扱い等の明確な権利侵害に限らず、対人関係、学校の教職員の対応、心身の悩み、家族関係、性に関する悩みその他の子どものあらゆる困りごとを含むものとしてください。また、既存の相談窓口を利用するのではなく、子どもが直接、安心して利用できる子どもの権利擁護委員会を補佐する専門の相談窓口を設置してください。

イ 具体的な制度設計

申立てがなくとも、発意などの職権による調査・調整を開始できるようにしてください。また、申立て前の相談段階から、子ども本人の意思を確認した上で必要な調整

を行えるようにするとともに、申立て後には、委員会に資料提出、説明、面談その他の調査への協力を求める権限を付与し、県及び関係機関には必要な協力義務を課してください。調査・調整によって十分な解決が得られない場合には、委員会が勧告、要請又は意見表明を行うことができ、県及び関係機関がその内容を尊重し、一定期間内に対応結果を委員会へ報告する仕組みを設けてください。

ウ 委員会の組織及び手続

委員は、子どもの権利に関する専門的知識や実務経験を有する者を中心とし、法律、福祉、心理、教育、医療等の専門性と構成の多様性を確保してください。任命過程の透明性、任期中の身分保障及び正当な理由のない解任の禁止も規定してください。また、保護者その他の関係者が申立てを行う場合にも、子ども本人の意見を確認し、その意思及び最善の利益を尊重することを明記してください。

(2) 理由：子どもは、自らが受けている取扱いを権利侵害と認識できない場合があり、問題が深刻化する前の段階から相談できる仕組みが必要です。また、知事を経由しなければ調査・調整が始まらない制度では、県又は県の機関が関係する事案について中立性への信頼が得られず、子どもが安心して利用できません。権利擁護制度を実効的なものとするためには、独立性と専門性を備えた機関と相談窓口、柔軟かつ迅速な手続、十分な調査権限、勧告等の権限及び対応結果を確認するフォローアップの仕組みを、一体として条例に規定する必要があります。

9 「子どもにとって大切な権利」について

(1) 意見：子どもにとって大切な権利は、条例本文に明確に位置付け、子どもが読んで理解できる言葉でも示してください。また、「他者の権利も尊重しなければならない」との記載が、子どもの権利を条件付きのものと誤解させないようにしてください。

(2) 理由：権利の内容が抽象的又は大人向けの表現だけでは、子ども自身が権利侵害に気づき、相談や救済を求めることが困難です。また、権利は義務を果たしたことへの対価ではなく、全ての子どもに保障されるものであることについて、誤解が生じないようにする必要があります。

以上の点を踏まえ、本条例が理念の表明にとどまらず、子どもが日常生活の中で権利を実感し、権利侵害や困りごとが生じたときに実際に相談・救済を受け、子どもの権利が保障される社会に変革できるよう、骨子案の修正を求めます。

以上